

○小田原市障害者地域生活支援事業実施要綱

平成18年10月1日

第25章 障害者施設等通所者交通費助成事業

(目的)

第121条 障害者施設等通所者交通費助成事業は、通所により障害福祉サービス等を利用する障害者等に対して、その利用に係る交通費を助成し、障害福祉サービス等の利用及び社会参加を促進するとともに、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第122条 交通費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市が援護の実施者である者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助又は生業扶助としてこれらの施設への通所に要する交通費の支給を受けている者を除く。）で、次の各号に掲げるサービス等のいずれかを提供する事業所等を利用しているものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に規定する送迎加算の算定要件に該当する事業所を利用する者を除く。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護を提供する事業所
- (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練を提供する事業所
- (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援を提供する事業所
- (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を提供する事業所
- (5) 法第40条に規定する地域活動支援センター

(助成額)

第123条 交通費の助成額は、1月につき、次に掲げる交通手段の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、次の各号に掲げる方法の2以上を利用する場合は、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 交通機関を利用する場合 最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した運賃の額にその月の通所した日数（以下「通所日数」という。）を乗じて得た額（その額が1月の定期券の額を超えるときは1月の定期券の価格）に相当する額（県外の事業所等に通所する場合は、その経路区間上にある駅のうち県内で最終の駅までの交通費に相当する額）
  - (2) 自家用車又はタクシーを利用する場合 次に掲げる利用距離の区分に応ずる額に通所日数を乗じて得た額。ただし、往路又は復路の一方のみ利用する場合は、次に掲げる利用距離の区分に応ずる額に2分の1を乗じて得た額に通所日数を乗じて得た額
    - ア 片道5キロメートル未満の場合 150円
    - イ 片道5キロメートル以上の場合 250円
  - (3) 前条各号に掲げる施設の所有する車両を利用する場合 次に掲げる利用距離の区分に応ずる額に通所日数を乗じて得た額。ただし、往路又は復路の一方のみ利用する場合は、次に掲げる利用距離の区分に応ずる額に2分の1を乗じて得た額に通所日数を乗じて得た額
    - ア 片道5キロメートル未満の場合 300円
    - イ 片道5キロメートル以上の場合 500円
- 2 運賃の改定又は通所経路の変更等により交通費の助成額を変更すべきときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から助成額を変更するものとする。

(申請及び決定)

第124条 交通費の助成を受けようとする者は、小田原市障害者施設等通所者交通費助成申請書（様式第26号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(支給方法)

第125条 交通費の助成金は、次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる支給月の末日

までに支給するものとする。

区分	支給月
4月分から6月分まで	8月
7月分から9月分まで	11月
10月分から12月分まで	2月
1月分から3月分まで	5月

(通所報告書)

第126条 交通費の助成の決定を受けた者は、前条の表に掲げる区分に係る期間における通所実績を、当該期間に対応する支給月の10日（1月分から3月分までの期間に係る通所実績にあつては、3月31日）までに、障害者施設等通所報告書（様式第27号）により市長に報告しなければならない。

(通所の中止又は変更)

第127条 交通費の助成を受けている者は、通所を中止したとき又は通所経路、住所若しくは氏名を変更したときは、障害者施設等通所中止・変更届書（様式第28号）より市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第128条 偽りその他不正な手段により交通費の助成を受けた者があるときは、市長は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。